19　24の欄は、次により記載すること。

［(1)～(4)　略］

(5)　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ＥＲＰ　１Ｗ」、「最大ＥＲＰ　１Ｗ」、「最大ＥＩＲＰ　１Ｗ」のように記載すること。

［(6)　略］

20　［略］

［削る］

21　適合表示無線設備の場合は、４の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該設備に係る添付図面は添付しないこと。

22　［略］

23　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

24　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

ウ　その他の基幹放送局の場合

12の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

20　23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

［(1)～(4)　同左］

(5)　実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ＥＲＰ　１Ｗ」、「最大ＥＲＰ　１Ｗ」又は「最大ＥＩＲＰ　１Ｗ」のように記載すること。

［(6)　同左］

21　［同左］

22　検定合格機器の場合は、４の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

23　適合表示無線設備の場合は、４の欄（変調方式コードの欄に限る。）の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

24　［同左］

25　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

別表第二号の二第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶及び航空機に開設するものについては別表第二号の二第５の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては別表第二号の二第８のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機及び宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中において「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と、「海岸地球局、航空地球局」、「携帯基地地球局、地球局」とあり、及び「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機及び宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。